

第9期

袖ヶ浦市分別収集計画

令和元年6月

袖ヶ浦市

目 次

1	計画策定の意義	- 1 -
2	基本的方向	- 1 -
3	計画期間	- 2 -
4	対象品目	- 2 -
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	- 2 -
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	- 3 -
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	- 4 -
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	- 5 -
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	- 6 -
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	- 7 -
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	- 8 -
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	- 12 -

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの発生抑制の推進
- ② ごみの排出抑制・分別排出の推進
- ③ 環境に負荷の少ない循環型処理の推進
- ④ 市民、事業者、行政間の連携及び協力

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装【実施検討中】、ペットボトル、プラスチック製容器包装【実施検討中】を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

年度 項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
容器包装廃棄物	4,578 t	4,583 t	4,587 t	4,591 t	4,595 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、廃棄物減量等推進員によりリサイクル活動を推進している。

区分	施策名	施策の内容
審議会	廃棄物減量等推進審議会	・廃棄物減量等推進審議会の開催
啓発活動	広報活動	・市広報、ホームページ等
	リサイクル施設等の見学会	・クリーンセンター見学会
	講座の開催	・市民講座
	小売販売店による減量化・資源化の促進	・ごみ減量化・資源化協力店制度
リサイクル活動等への支援策	資源回収活動推進助成金	・資源回収活動推進助成金の交付 (自治会回収・団体回収)
経済的手法	ごみ指定袋制度	・ごみ指定袋による有料化
資源回収	資源ごみの分別収集	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール製容器 ・アルミ製容器 ・ガラス製容器（無色・茶色・その他） ・飲料用紙製容器 ・段ボール ・ペットボトル
	中間処理施設での資源回収	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール製容器 ・アルミ製容器 ・ガラス製容器（無色・茶色・その他） ・飲料用紙製容器 ・段ボール ・ペットボトル

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

一般廃棄物処理基本計画、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集委託業者が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

なお、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装は分別収集実施検討中である。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器	空き缶類
主としてアルミ製容器	
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	105 t									
主としてアルミ製の容器	122 t		122 t		123 t		123 t		123 t	
無色のガラス製容器	(合計) 135 t									
	(引渡)量 133 t	(独自処理)量 2 t								
茶色のガラス製容器	(合計) 156 t									
	(引渡)量 154 t	(独自処理)量 2 t								
その他のガラス製容器	(合計) 66 t									
	(引渡)量 65 t	(独自処理)量 1 t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主として段ボール製の容器	454 t		455 t		455 t		456 t		456 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —									
	(引渡)量 —	(独自処理)量 —								
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 158 t		(合計) 159 t		(合計) 159 t		(合計) 159 t		(合計) 159 t	
	(引渡)量 108 t	(独自処理)量 50 t	(引渡)量 108 t	(独自処理)量 50 t	(引渡)量 108 t	(独自処理)量 50 t	(引渡)量 109 t	(独自処理)量 50 t	(引渡)量 109 t	(独自処理)量 50 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —									
	(引渡)量 —	(独自処理)量 —								
(うち白色トレイ)	(合計) —									
	(引渡)量 —	(独自処理)量 —								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直前年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、袖ヶ浦市人口ビジョンにおける令和2年度の人口推計62,697人及び令和7年度の人口推計62,990人の基準に対し、平成30年度実績値である63,704人と第8期分別収集計画の平成30年度見込み人数62,477人との乖離値を上乗せした数値で積算し、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
63,924人 (対前年度比) 100.18%	63,983人 (対前年度比) 100.09%	64,042人 (対前年度比) 100.09%	64,101人 (対前年度比) 100.09%	64,160人 (対前年度比) 100.09%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集を実施する者に関する事項は、下表のとおり。

なお、紙製容器包装及びプラスチック容器包装の分別収集の実施に当たり、現行の収集体制を見直す必要があり、今後も検討していくものとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	
金属	スチール製容器	空き缶類	市（委託業者）による定期収集（ごみステーション） 資源回収自治会事業（委託業者）による団体回収 P T A等団体による団体回収	市収集分は市資源回収自治会事業分は委託業者 団体回収分は市民	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん		市（委託業者）による定期収集（ごみステーション） 資源回収自治会事業（委託業者）による団体回収	市収集分は市資源回収自治会事業分は市 団体回収分は市民
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		P T A等団体による団体回収	市収集分は市資源回収自治会事業分は委託業者 団体回収分は市民
	段ボール	段ボール			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル			市収集分は市資源回収自治会事業分は市 団体回収分は市民

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集を実施する者に関する事項は、下表のとおり。

なお、紙製容器包装及びプラスチック容器包装の分別収集の実施に当たり、現行の収集体制を見直す必要があり、今後も検討していくものとする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶類	市収集分は 市販ポリ袋	市収集分は4 t平ボディ車 (3台)	粗大ごみ処理 施設(選別・保 管・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ガラスびん	資源回収自 治会事業分 はプラスチ ックコンテ ナ	資源回収自治 会事業分は2 t(2台)、 3.5t平ボ ディ車(1台)	民間業者の施 設(保管・圧縮 施設)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛る	資源回収自治 会事業分は2 t(2台)、 3.5t平ボ ディ車(1台)	民間業者の施 設(保管・圧縮 施設)
段ボール	段ボール	紐で縛る		
ペットボトル	ペットボトル	市収集分は 市販ポリ袋 資源回収自 治会事業分 はプラスチ ックネット		

分別収集に必要な施設計画

施設の種別	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、 数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 （現有施設 状況）
【排出段階】				
1. 排出容器				
1.1 袋	a. 空き缶類 b. ガラスびん c. ペットボトル	透明又は半透明のポリ袋	市民	市収集分
1.2 コンテナ	d. 空き缶類（ス チール缶、アル ミ缶分別）	材質：ポリプロピレン製 外寸：695mm×503mm×338mm 容量：80リットル 数量：収集箇所1箇所あたり2～12個	市 （委託業者）	資源回収自 治会事業分
	e. ガラスびん （無色、茶、そ の他分別）	材質：ポリプロピレン製 外寸：569mm×359mm×305mm 容量：46.5リットル 数量：収集箇所1箇所あたり3～6個		
1.3 ネット	f. ペットボトル	材質：PET再生品 外寸：100cm×100cm 容量：200リットル 数量：収集箇所1箇所あたり1～10枚		
2. 集積場所				
2.1 ごみステーション	a. 空き缶類 b. ガラスびん c. ペットボトル 紙パック 段ボール	ごみステーション	市民	市収集分
2.2 資源回収自治会事 業回収拠点	d. 空き缶類 e. ガラスびん f. ペットボトル 紙パック 段ボール	資源回収自治会事業回収拠点	市民	資源回収自 治会事業分

【運搬段階】				
3. 専用車両				
3.1 市収集分用平ボディ車	a. 空き缶類 b. ガラスびん c. ペットボトル 紙パック 段ボール	形状：平ボディ車 最大積載量：4 t 数量：3 台	市 (委託業者)	市収集分
3.2 資源回収自治会事業用平ボディ車	d. 空き缶類 e. ガラスびん f. ペットボトル 紙パック 段ボール	形状：平ボディ車 最大積載量：2 t、3.5 t、4 t 数量：各1 台	市 (委託業者)	資源回収自治会事業分
【中間処理段階】				
4. 選別・保管・圧縮施設				
4.1 粗大ごみ処理施設 ①選別・圧縮設備	a. 空き缶類	(仕様) 主要機器：手選別コンベヤ、磁選機、 減容機 能力：0.33 t/h	市 (委託業者)	市収集分
	b. ガラスびん	(仕様) 主要機器：手選別コンベヤ、磁選機、 減容機 能力：0.37 t/h		
	c. f. ペットボトル	(仕様) 主要機器：減容器 能力：0.15～0.2 t/h		
②ストックヤード	a. 空き缶類 アルミ缶	形状：施設内ストックヤード 3 m×6 m=18 m ²	市 (委託業者)	市収集分

第9期袖ヶ浦市分別収集計画

	<p>スチール缶</p> <p>3 m × 6 m = 18 m²</p> <p>b. e. ガラスびん</p> <p>無色</p> <p>3 m × 6 m = 18 m²</p> <p>茶色</p> <p>3 m × 6 m = 18 m²</p> <p>その他</p> <p>3 m × 6 m = 18 m²</p> <p>c. f.</p> <p>ペットボトル</p> <p>8.1 m × 5.4 m = 43.74 m² (屋外)</p> <p>1.5 m × 1.1 m = 16.5 m² (屋外)</p> <p>1.5 m × 1.1 m = 16.5 m² (屋外)</p> <p>紙パック</p> <p>4.1 m × 3.1 m = 12.7 m²</p> <p>段ボール</p> <p>6.6 m × 5.0 m = 33.0 m² (屋外)</p>			
<p>4.2</p> <p>資源回収自治会事業用保管施設</p> <p>①選別・圧縮設備</p>	<p>d. 空き缶類</p>	<p>主要機器：ベルトコンベア、磁選機、減容器</p> <p>能力：スチール缶のみ 0.42 t/h</p> <p>アルミ缶のみ 0.12 t/h</p>	<p>市</p> <p>(委託業者)</p>	<p>資源回収自治会事業分</p>
<p>②ストックヤード</p>	<p>d. 空き缶類</p> <p>紙パック</p> <p>段ボール</p>	<p>形状：施設内ストックヤード</p> <p>337.5 m²</p>	<p>市</p> <p>(委託業者)</p>	<p>資源回収自治会事業分</p>

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。

また、自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、資源回収活動推進助成金の交付を行うとともに、分別指導及び回収場所の管理を実施するため、廃棄物減量等推進員制度を活用し、市民に資源物の分別排出等への理解と協力を求めていく。